

施設における 感染性胃腸炎対策

千葉県保健所感染症対策課



この資料は、令和7年9月11日に千葉県健康危機管理課が実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」において説明した資料を一部改変したものです。

本日の内容

- 目的
- 感染対策の基礎知識
- 感染性胃腸炎とは
- 発生時の対応
 - 汚染時の現場対応
 - 情報の整理・共有
 - 行政への報告
- 日頃の準備
 - 汚物処理セットの作成
 - マニュアル等の整備
 - 健康観察
 - 情報管理
 - 研修等の実施
- 最後に

目的

感染性胃腸炎を拡大させないために

- 発症者が出た際の適切な対応
- 日頃から出来る準備

感染対策の基礎知識

感 染

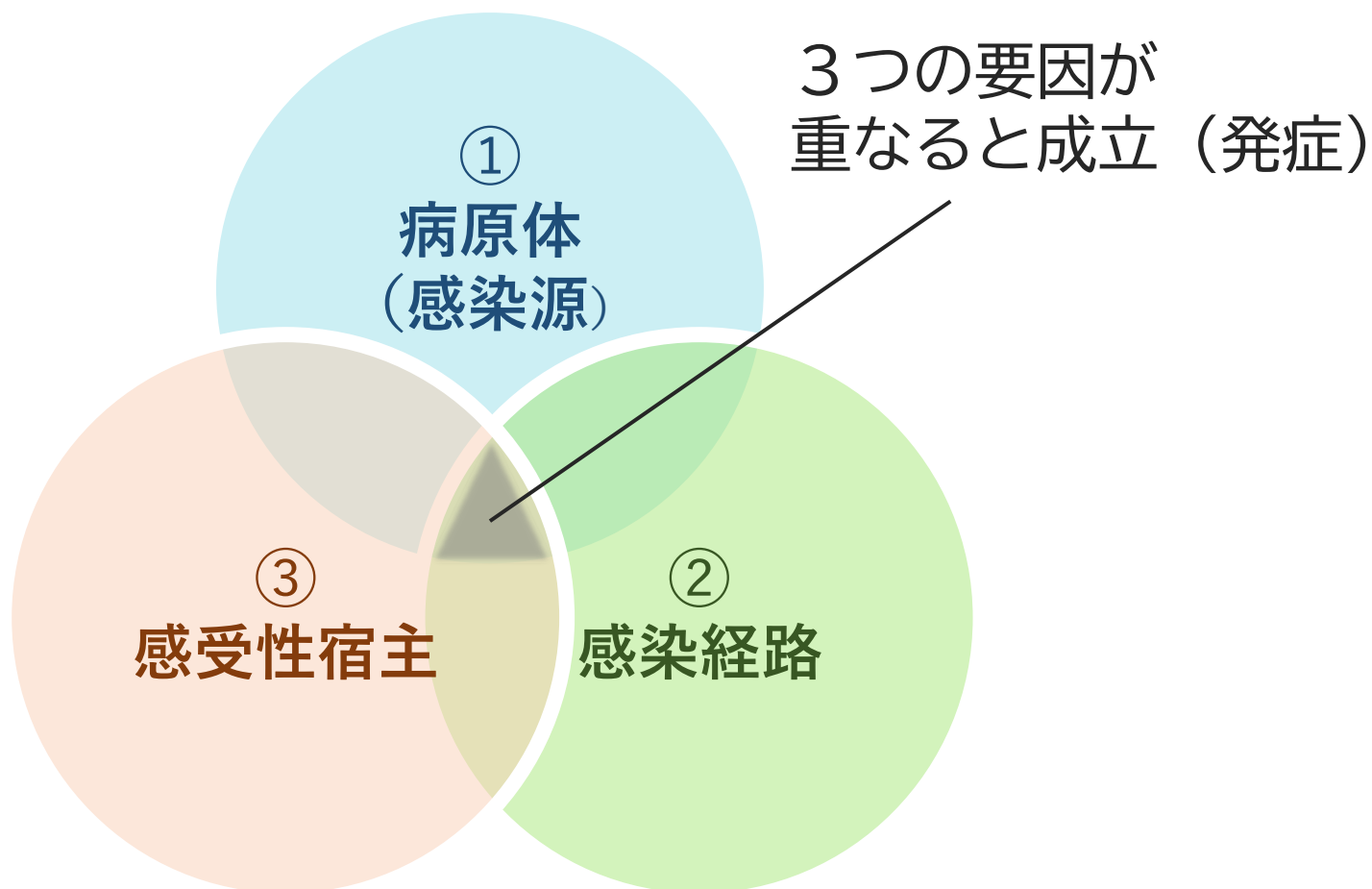
環境中の様々な微生物のうち、病気の原因となるようなウイルス、細菌、真菌等が宿主となるヒトや動物の体の中に入り、臓器や組織の中で増殖すること。

感 染 症

感染した結果、発熱や下痢などの症状が出て具合が悪くなること。

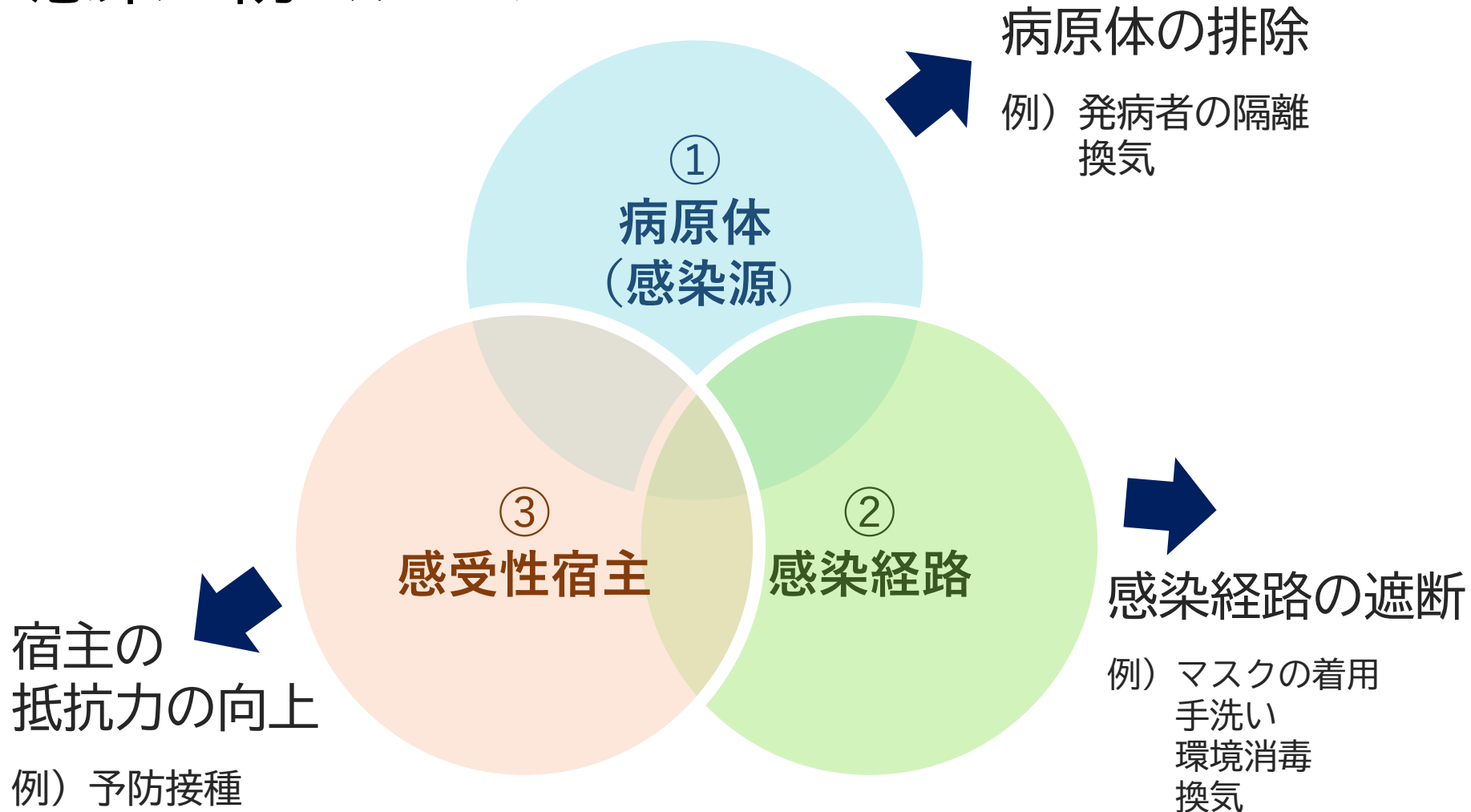
感染対策の基礎知識

感染症が成立する要因



感染対策の基礎知識

感染を防ぐために



感染性胃腸炎とは

■ ウイルス、細菌などに起因する嘔吐、下痢、腹痛等の総称

■ 感染経路と対策

□ 食品媒介又は水系感染

病原体に汚染されている食品等の飲食により発症

→食中毒予防の対策

□ 接触感染

発症者の糞便や吐物に触れた後に発症

集団生活の中で飛沫や手を介して感染し発症

→人から人への感染を
予防するための対策

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

施設内で嘔吐してしまったら

早く嘔吐物を
どかさなきゃ...

周りの人を
避難させる？

着替えさせる？



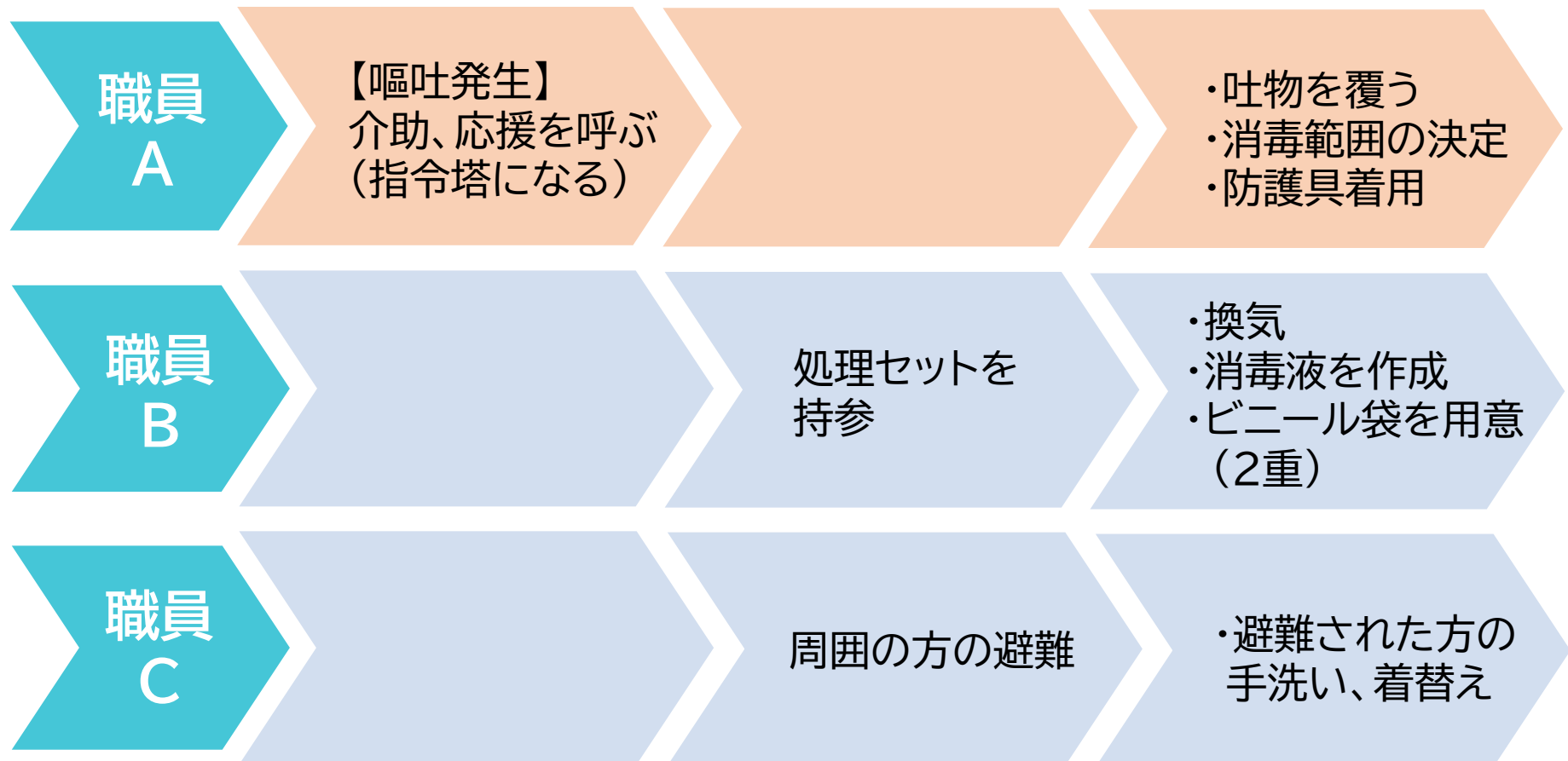
どうしよう...
全然わからない...

窓をあける？

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理を始める前に ➡ 初動対応は分担しましょう

(対応の一例)



発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理を始める前に

自分担しましょう

(対応の一例)

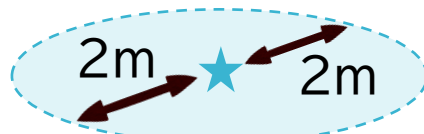
職員
A

【嘔吐発生】
介助、応援を
(指令塔になる)

職員
B

職員
C

吐物から半径2m
が消毒範囲です！



立入禁止



他の人が入らない
よう指示しましょう

- ・吐物を覆う
- ・**消毒範囲**の決定
- ・防護具着用

- ・換気
- ・消毒液を作成
- ・ビニール袋を用意
(2重)

周囲の方の避難

- ・避難された方の
手洗い、着替え

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 消毒液の作成（原液が 次亜塩素酸ナトリウム6% の場合）

使用場所	希釈後の濃度	水2Lに対する原液量
汚染場所、トイレ など	0.1 %	約 40 mL
手の触れる箇所 など	0.02 %	約 8 mL

■ 防護具の着用

- ・ マスク
- ・ ガウン/エプロン
- ・ 手袋（二重）
- ・ シューズカバー



袖は手袋の中に入れてみましょう

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理を始めたなら①

(処理の一例)

職員
A

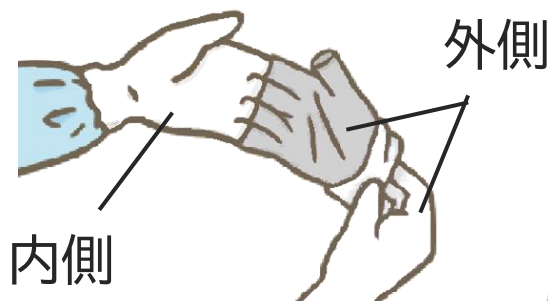
吐物を外側から
内側に集めて
ふき取り、捨てる

外側の手袋を
外し、捨てる

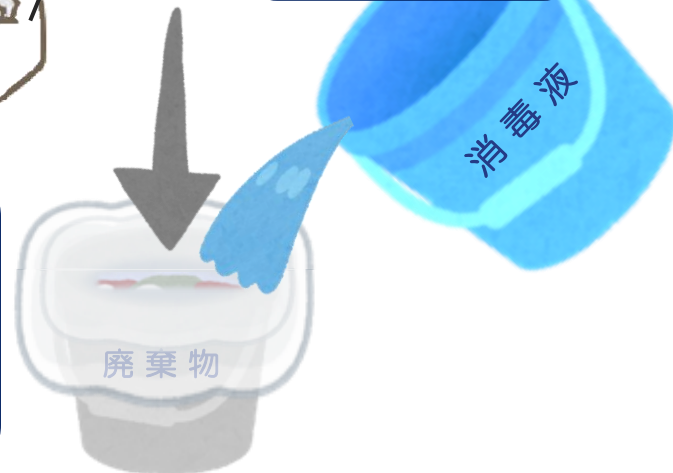
廃棄物に
消毒液をかけ、
内側の袋を密閉



ビニール袋は
2重にします



内側の手袋
に触れない
ように外す



袋の空気
は抜かない

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理を始めたなら②

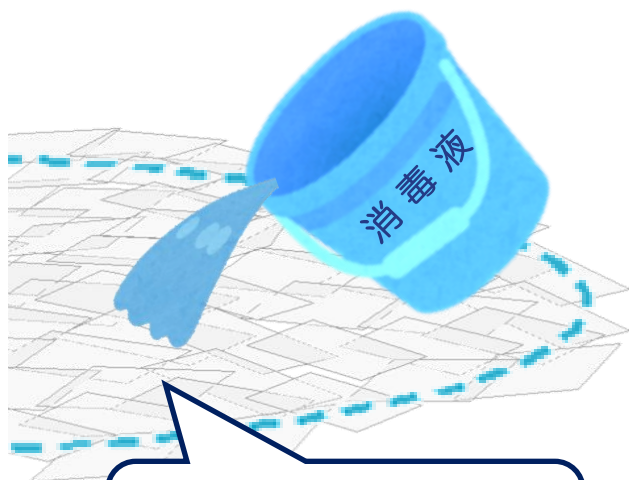
(処理の一例)

職員
A

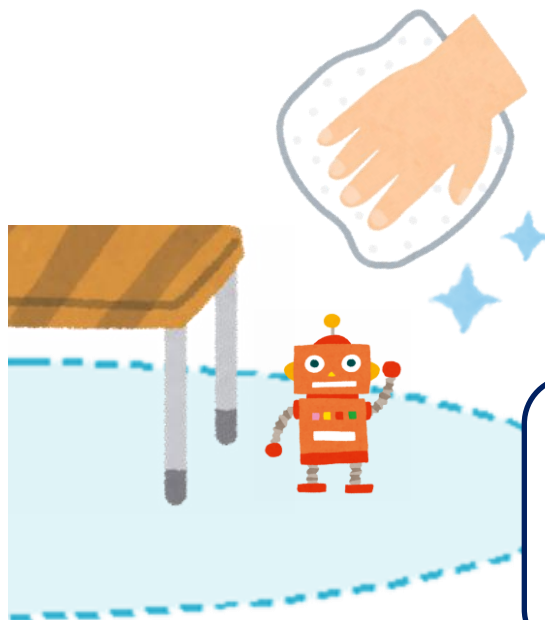
消毒範囲を
ペーパータオル等
で覆い、消毒液
をかける

(10分待つ間に)
消毒範囲内の机、
壁、おもちゃ等を
消毒する

手袋・ガウン・
シューズカバー
を外して捨て、
手を洗う



10分程度置く



衣服等を汚染
しないよう
中表に外す

※バケツ等に嘔吐した場合でも、周辺を消毒しましょう

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理を始めたなら③

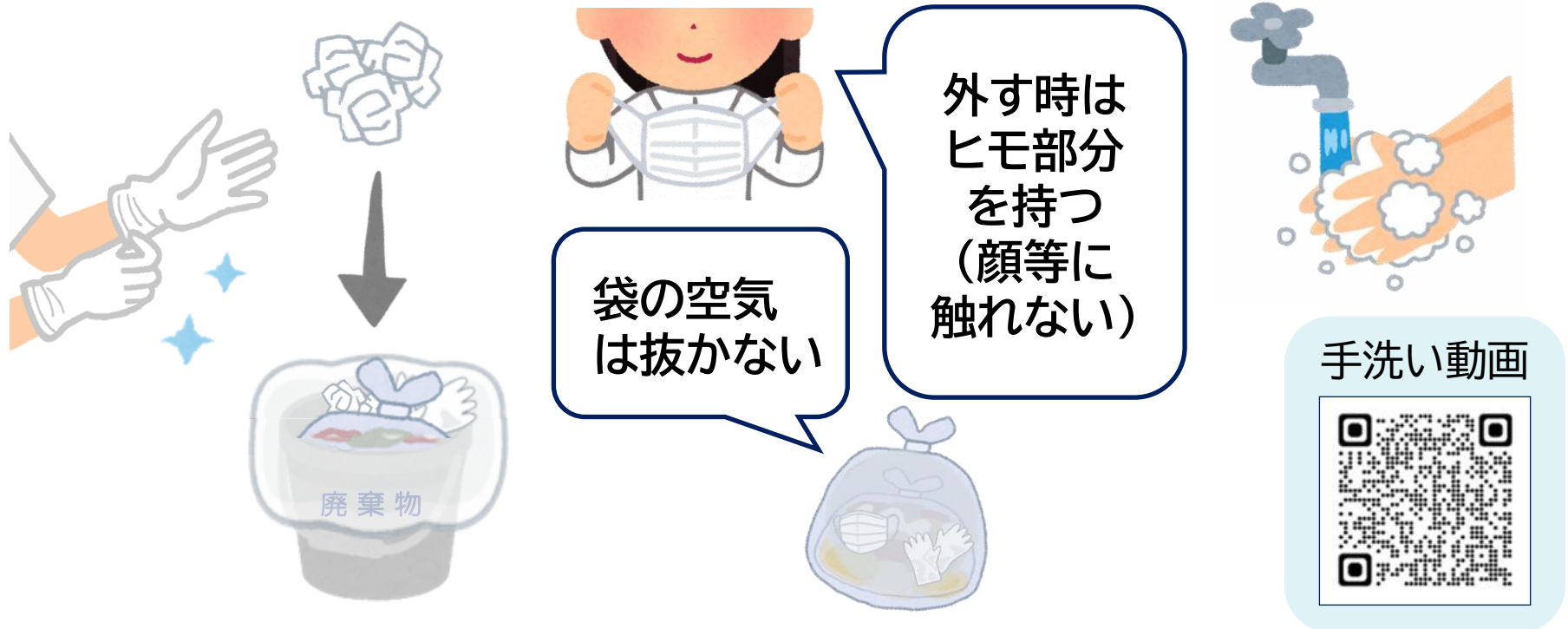
(処理の一例)

職員
A

(10分経過後)
新しい手袋をつけて
ペーパータオル
を集め、捨てる

手袋・マスクを
外して捨て、
袋を密閉する

石鹸を流水で
しっかりと
手を洗う



発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理が終わったら

(処理の一例)

職員
A

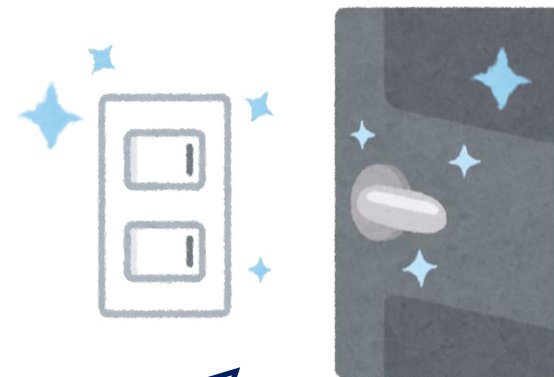
消毒箇所は、
金属部分を中心に
水拭きする

消毒後、
最低1時間以上
換気する

消毒範囲の外の
よく触れる場所の
消毒もする



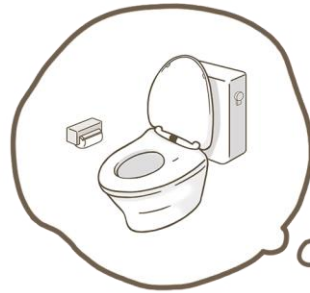
ここで汚したらもったいない！
必ず清潔な布を使いましょう



ドアノブ、スイッチ、
手すりなど

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

施設内で下痢をしてしまったら



消毒液は嘔吐の時
と同じ？

便器を消毒すれば
安心でしょ！

目に見えた汚れはな
いから大丈夫かな？

おむつ交換はみんな
同じ場所だけど…

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 消毒液の濃度は？

→次亜塩素酸ナトリウム0.1%

■ 便器やおむつ交換台だけを消毒すればいい？

→便器付近の床、ペーパーホルダー、個室の鍵、手すり、蛇口、ドアノブ等も消毒する

■ 下痢のおむつも、普段と同じ場所に捨てる？

→密閉して都度廃棄する

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ トイレやおむつ交換場所は共用してもいい？

→ できれば区別する

(個室を症状のある人専用にするなど)

■ おむつからの少しの漏れはそのまま大丈夫？

→ 衣服に浸みがある場合、目に見える汚染がなくても椅子や床等の消毒を行う (次亜塩素酸ナトリウム 0.1%)

発生時の対応 - 情報整理と共有 -

■ 現場対応が終わったら

状況の把握と共有をする

- いつ、どこで、誰が発症したのか
(周囲には誰がいたか、誰がどのような処理を行ったのか)
- 施設の汚染箇所はどこか
- 施設内での発症より前に、施設外での発症がなかったか
- どのような感染予防対策をとったか

など

把握したことは施設管理者、感染管理者、職員の全体で共有し、徹底した対策をしましょう

発生時の対応 - 行政への報告 -

■ 報告先

□ 施設ごとの主管課

報告方法などは各課にご確認ください

□ 保健所感染症対策課

TEL : 043 - 307 - 5086

※食中毒を疑う場合は、人数にかかわらず直ちに保健所
食品安全課（043-238-9935）へ報告してください

■ 報告の内容

発症日ごと及び
所属ごとの人数、
症状、対応状況等

必要に応じ、

- ・施設への立入、状況確認、消毒等の指導
- ・毎日の発生状況の確認（平常時に戻るまで）を実施します

発生時の対応 - 行政への報告 -

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

平成17年2月22日付健発第0222002号
(令和5年4月28日 一部改正)

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生**した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上又は全利用者の半数以上発生**した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、**通常の発生動向を上回る感染症等の発生**が疑われ、特に施設長が報告を必要だと認めた場合

日頃の準備 - 汚物処理セットの作成 -

処理セットの例

- ① 手順書
- ② 次亜塩素酸ナトリウム
- ③ 希釈用容器
(ペットボトルやバケツ等)
- ④ バケツ (廃棄物用)
- ⑤ ビニール袋 (ゴミ袋)
2枚 + 予備
- ⑥ ペーパータオル・
使い捨てタオル等
- ⑦ 不織布マスク
- ⑧ 使い捨てガウン
- ⑨ 使い捨て手袋 5組
主担当用：2組 (重ねて装着) + 1組
補助者用：2組
- ⑩ 使い捨てシューズカバー



※ 廃棄物容器は汚染度が高いため、使用後は必ず消毒し、他の物品とは別管理が望ましい。

日頃の準備 - マニュアル等の整備 -

- 施設としての方針を決め、全職員と共有しましょう
- 方針に基づき、誰でも対応ができるよう、写真などを活用した具体的なマニュアルを作成しましょう
- 科学的な根拠に基づいて作成しましょう

日頃の準備 - 健康観察 -

■ 利用者の健康観察

入所施設…職員間の情報共有、手指衛生・環境消毒等
通所施設…体調不良時の通所控え

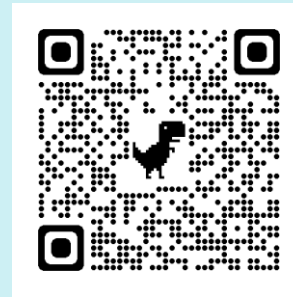
■ 職員の健康観察

健康チェックシートの活用、体調不良を伝えやすい体制等

日頃の準備 - 情報管理 -

■ 感染症の流行情報を確認する

千葉市の感染症流行情報



- 発生時に情報の取りまとめを行う担当者を決める
- 利用者、職員の基本情報をまとめる

日頃の準備 - 研修等の実施 -

■ 年1回以上、演習を含む研修の実施

下痢・嘔吐発生時の対応、消毒液の調製など

■ 中途入社職員へ別途研修の実施

質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

【質問内容】

感染性胃腸炎の場合、次亜塩素酸ナトリウムを10分程度かけて置く前の嘔吐物はペーパーで拭き取るとあるが、完全に取れなくてもいいのか。

【回答】

嘔吐物は、次亜塩素酸ナトリウムをかける前に可能な限り除去することを推奨します。

(理由)

嘔吐物（有機物）がある状態だと、次亜塩素酸ナトリウム内の有効塩素（消毒・殺菌効果のある成分）が有機物と反応して消費されてしまい、期待した消毒効果が得られない可能性があるためです。

質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

【質問内容】

食堂等で嘔吐された場合、嘔吐した人の着替えは、居室に移動させた方が良いのか。又は、その場から動かさず、パーテーション等で仕切って着替えさせた方が良いのか。

【回答】

可能であれば、移動せずにその場で、パーテーション等で周囲の目線を遮った上で更衣させることを推奨します。

(理由)

汚染された衣服のまま移動させることで、施設内の汚染を拡げ蔓延のリスクを高めてしまうためです。

移動して更衣させる場合には、移動ルート・移動時触れた場所等、汚染した可能性のある場所の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を徹底する必要があります。

質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

【質問内容】

汚染した衣類の扱いについて

【回答】

嘔吐物等で汚染された衣類は、ビニール袋等で汚染物質が飛散・流出しないよう密閉してから運搬します。運搬先は、施設利用者や他の職員が不意に触れないような場所を選びます。

施設で洗濯する場合、感染性胃腸炎のものは厚生労働省作成「介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引 第3版」P.99を参考にし、また、その他の感染症の場合は、同手引 P.20等を参照して、その病原体に応じて有効な方法で洗濯します。

業者に洗濯を委託している場合は、感染性の衣類であることを忘れずに伝え適切に洗濯してもらうようにします。

衣類を取り扱った職員の方は、最後に石けんでの手洗いを忘れずに行い、また、運搬ルートや運搬時に触れた場所の消毒を行いましょう。

質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

【質問内容】

ノロウイルス対応時に一人で対応しなければならないときの適切な対応について

【回答】

感染性胃腸炎の対応を1人で行わなければいけない場合でも、可能な限り複数人で行う手順と同様に行います。嘔吐発生時を例に考えると、まず、①嘔吐した方の容体確認（ここで、緊急を要する場合、人命優先の対応をとります）・②換気・③周囲の方の避難（または吐物を浴びた方はその場に留まるよう）呼びかけ・④処理セットの確保を速やかに行います。続いて、⑤処理セットから个人防护具を取り出して着用し、可能であれば⑥嘔吐物をペーパータオルで覆った上で、⑦嘔吐した方の対応に移ります。嘔吐した方の対応に移る前に余裕があるのであれば、ゴミ袋や消毒液も用意できるとなお良いです。その後は、通常どおりの手順で処理をしていきます。

(次項へ続く)

質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

【質問内容】

ノロウイルス対応時に一人で対応しなければならないときの適切な対応について

【回答】

(前頁の続き)

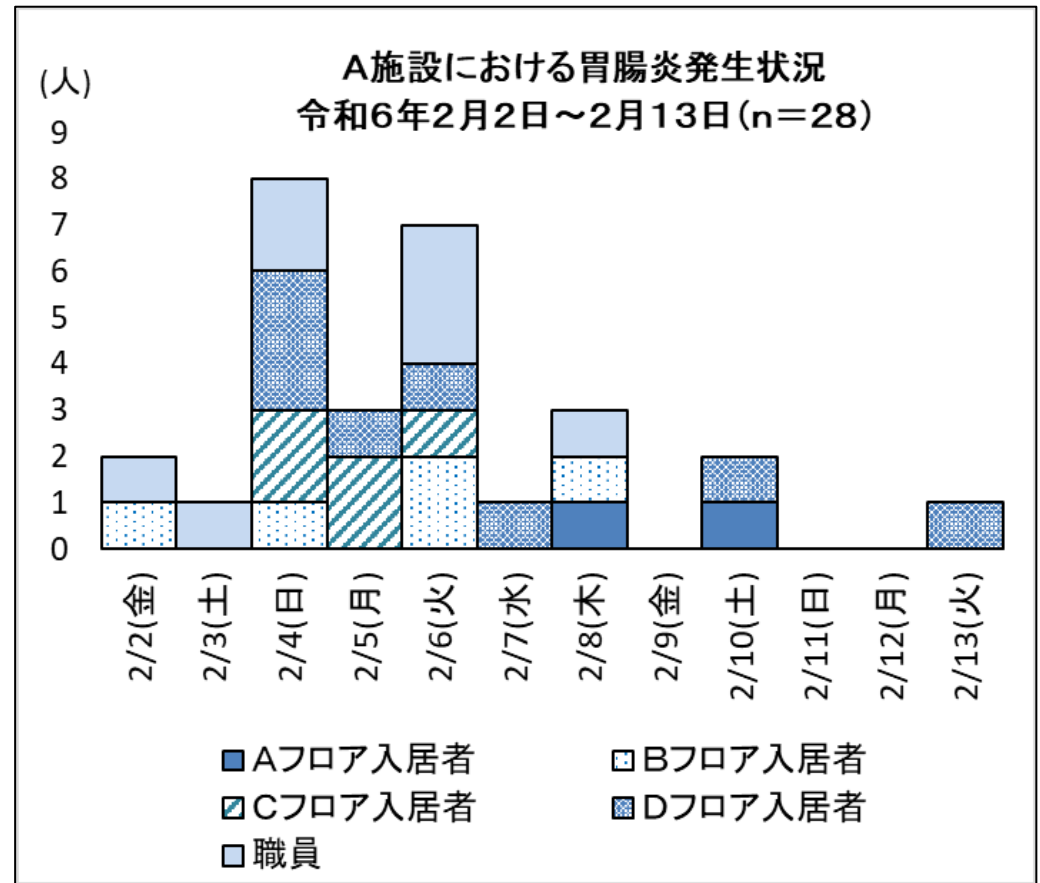
1人で対応する場合、マニュアル通りに対応できない場面に多々遭遇することが予想されます。決められた手順通りにできない場合でも、今汚染されている場所（施設設備だけでなく、利用者や処理している自分の手や体を含みます）はどこなのかを常に意識し、汚染を拡げないように考えながら処理をすることが重要です。個人防護具は、必要に応じて通常より多く交換したり、手洗いも頻回に行いましょう。

過去の事例

事例 1

【主な指摘事項】

- ・施設内装置で精製した消毒剤を予め希釈しておき、汚染箇所の処理に使用していた。
⇒消毒剤の希釈日時を把握し、適正に期限管理を行うこと。
- ・汚染が疑われる車椅子や移動式ベッドの消毒を行っていなかった。
⇒汚染の可能性が高い箇所の消毒を徹底すること。
- ・食堂での汚染エピソード時に、近隣の席の利用者に対する手洗いが出来ていなかった。
⇒石鹸と流水による手洗いを徹底し、入居者についても、職員が手洗いの補助を行う等の対応を考えること。

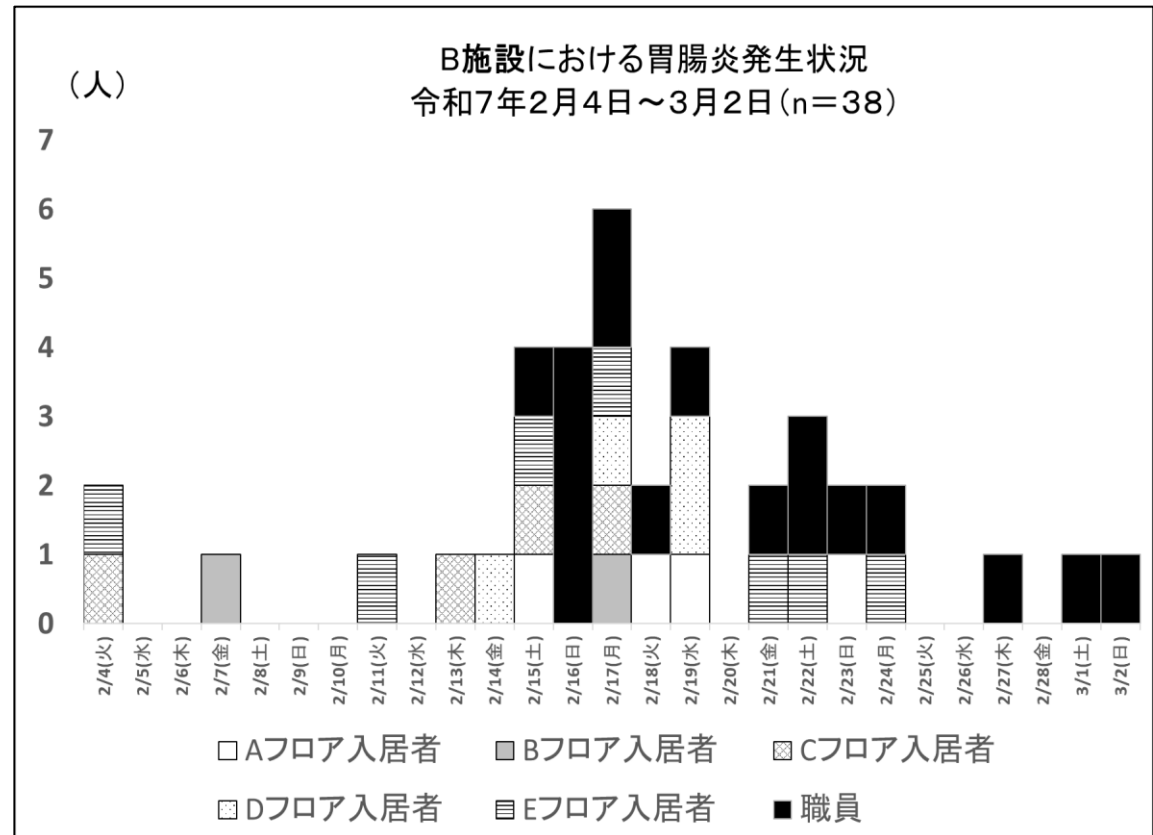


過去の事例

事例2

【主な指摘事項】

- ・汚物処理する職員はエプロン又はガウンを着用していなかった。
⇒手袋、マスクに加えてエプロンを着用すること
- ・汚染衣類の運搬時に使用したエレベーターの定期的な消毒を実施していなかった。
⇒次亜塩素酸ナトリウムを使用して施設内全体の消毒及び清掃を実施すること。
- ・次亜塩素酸ナトリウム原液の使用期限が不明であった。
⇒使用期限を確認し、期限内の消毒液を使用すること。



過去の事例

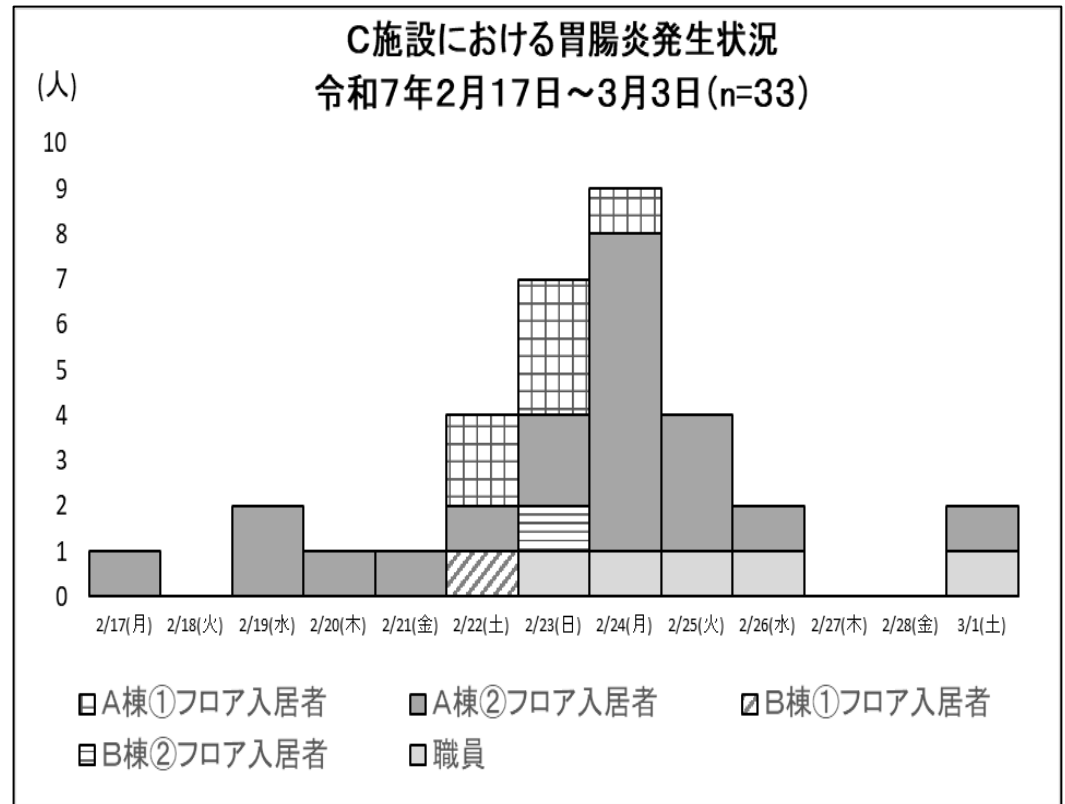
事例3

【主な指摘事項】

・ 2/20(木)まで汚染箇所及び環境消毒にはアルコール製剤を使用していた。
⇒汚染箇所は、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

・ 共用トイレの入口、各居室のベッド間の仕切りに使用されているカーテンについて、定期的に消毒・洗濯を実施していなかった。

⇒汚染されていることを前提として取扱いに注意するとともに、消毒の実施または交換頻度を上げる等により、衛生的に管理すること。



最後に

- 目的
- 感染対策の基礎知識
- 感染性胃腸炎とは
- 発生時の対応
 - 汚染時の現場対応
 - 情報の整理・共有
 - 行政への報告
- 日頃の準備
 - 汚物処理セットの作成
 - マニュアル等の整備
 - 健康観察
 - 情報管理
 - 研修等の実施

最後に

- 社会福祉施設での感染対策に関する相談
- 感染症集団発生（疑い）の報告

こちらへお願いします↓

千葉県保健所 感染症対策課 調査指導班

TEL：043-307-5086

FAX：043-238-9932

千葉県保健所 感染症対策課HP →

**保育施設や高齢者施設などの管理者の皆様へ
～感染性胃腸炎を広げないために～**



参考

- 介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引 第3版
厚生労働省老健局 令和5年9月版
- 保育所における感染症対策ガイドライン
こども家庭庁 平成30年3月（令和5年5月一部改訂）
- 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
厚生労働省 平成17年2月22日